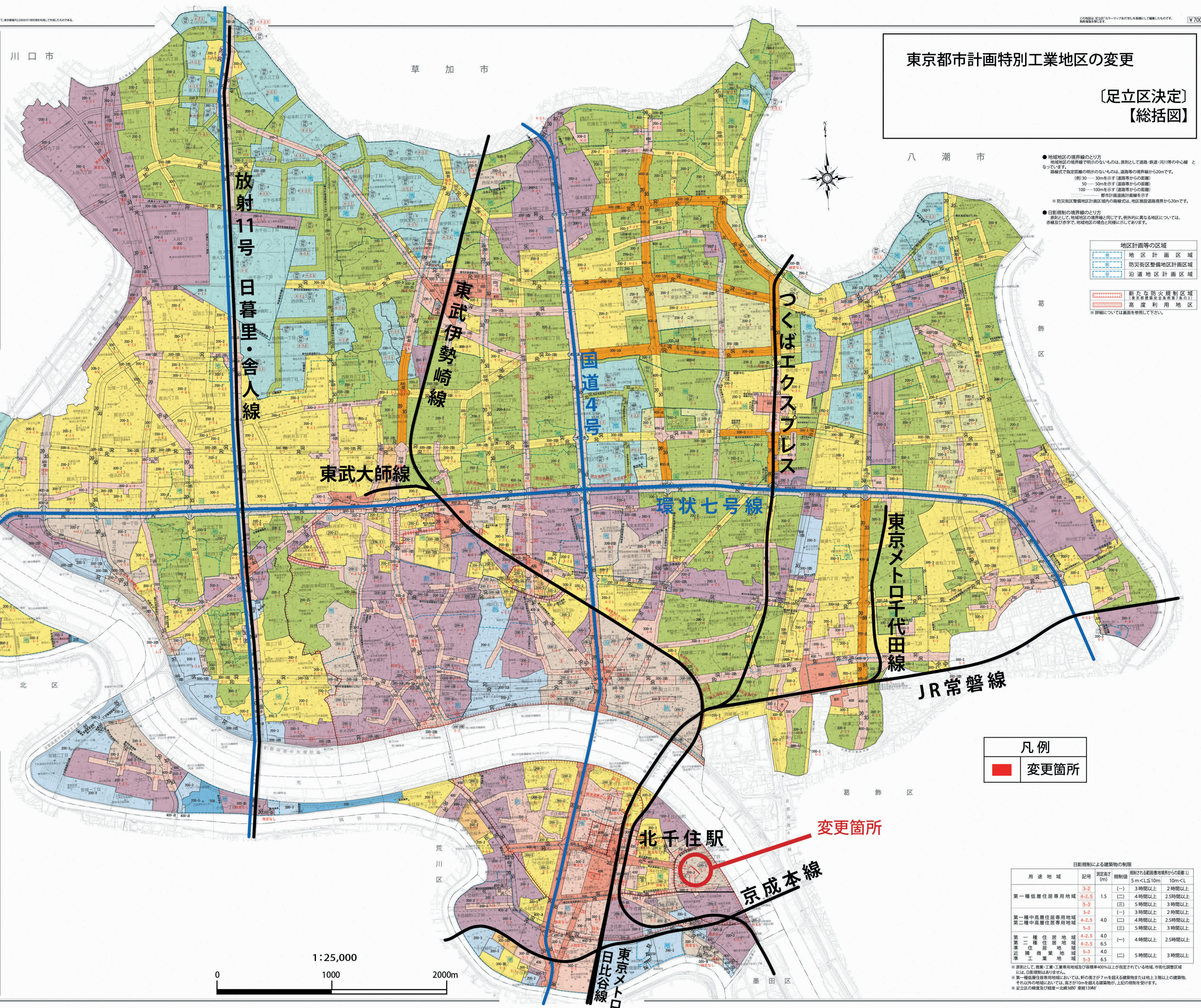


色別	用途地域地区	記号	建築容積率	高度地区	防火地区	容積率	高さ制限	備考
第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域	150-1	60	第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域	0.4	1.25	建築高さ10m
	第一種低層住宅専用地域	150-1M	60	第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域	0.4	1.25	建築高さ10m
	第一種低層住宅専用地域	150-1	60	第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域	0.4	1.25	建築高さ10m
第一種中高層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	200-1	200	第一種中高層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	0.4	1.25	建築高さ10m
	第一種中高層住宅専用地域	200-2	200	第一種中高層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	0.4	1.25	建築高さ10m
	第一種中高層住宅専用地域	200-3	200	第一種中高層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	0.4	1.25	建築高さ10m
第一種住居地域	第一種住居地域	200-2	60	第一種住居地域	第一種住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
	第一種住居地域	200-3	60	第一種住居地域	第一種住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
	第一種住居地域	200-3	60	第一種住居地域	第一種住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
第二種住居地域	第二種住居地域	200-2	200	第二種住居地域	第二種住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
	第二種住居地域	200-3	200	第二種住居地域	第二種住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
	第二種住居地域	200-3	200	第二種住居地域	第二種住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
準住居地域	準住居地域	200-2	60	準住居地域	準住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
	準住居地域	200-3	60	準住居地域	準住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
	準住居地域	200-3	60	準住居地域	準住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
近隣商業地域	近隣商業地域	200-2	80	近隣商業地域	近隣商業地域	0.6	1.5	建築高さ10m
	近隣商業地域	200-3	80	近隣商業地域	近隣商業地域	0.6	1.5	建築高さ10m
	近隣商業地域	200-3	80	近隣商業地域	近隣商業地域	0.6	1.5	建築高さ10m
商業地域	商業地域	200-2	400	商業地域	商業地域	0.6	1.5	建築高さ10m
	商業地域	200-3	400	商業地域	商業地域	0.6	1.5	建築高さ10m
	商業地域	200-3	400	商業地域	商業地域	0.6	1.5	建築高さ10m

色別	用途地域地区	記号	建築容積率	高度地区	防火地区	容積率	高さ制限	備考
工業専用地域	工業専用地域	200-2	200	工業専用地域	工業専用地域	0.6	1.5	建築高さ10m
	工業専用地域	200-3	200	工業専用地域	工業専用地域	0.6	1.5	建築高さ10m
	工業専用地域	200-3	200	工業専用地域	工業専用地域	0.6	1.5	建築高さ10m
工業地域	工業地域	200-2	60	工業地域	工業地域	0.6	1.5	建築高さ10m
	工業地域	200-3	60	工業地域	工業地域	0.6	1.5	建築高さ10m
	工業地域	200-3	60	工業地域	工業地域	0.6	1.5	建築高さ10m
工業専用地域	工業専用地域	200-2	200	工業専用地域	工業専用地域	0.6	1.5	建築高さ10m
	工業専用地域	200-3	200	工業専用地域	工業専用地域	0.6	1.5	建築高さ10m
	工業専用地域	200-3	200	工業専用地域	工業専用地域	0.6	1.5	建築高さ10m



東京都市計画特別工業地区の変更
〔足立区決定〕
〔総括図〕

- 地域地区の境界線のとおり
地域地区の境界線は、原則として、道路・鉄道・河川等の中心線と
なっています。
● 日影規制の境界線のとおり
日影規制の境界線は、原則として、地域地区の境界線と一致しますが、例外として、
地域地区の境界線と異なる場合は、日影規制の境界線と一致します。

地区計画等の区域
地区計画区域
防災街区整備地区計画区域
沿道地区計画区域

新たな防火規制区域
防火規制区域
高度利用地区

※ 詳細については裏面を参照して下さい。

凡例
変更箇所

用途地域	記号	高さ制限 (m)	規制値	規制される範囲と高さ制限からの距離(L)
第一種低層住宅専用地域	150-1	3-9	(一) 3時間以上	2時間以上
	150-1M	3-9	(二) 4時間以上	2.5時間以上
	150-1	3-9	(三) 5時間以上	3時間以上
第一種中高層住宅専用地域	200-1	3-9	(一) 3時間以上	2時間以上
	200-2	3-9	(二) 4時間以上	2.5時間以上
	200-3	3-9	(三) 5時間以上	3時間以上
第一種住居地域	200-2	4-2.5	(一) 4時間以上	2.5時間以上
	200-3	4-2.5	(二) 5時間以上	3時間以上
	200-3	4-2.5	(三) 6時間以上	3.5時間以上
第二種住居地域	200-2	4-2.5	(一) 4時間以上	2.5時間以上
	200-3	4-2.5	(二) 5時間以上	3時間以上
	200-3	4-2.5	(三) 6時間以上	3.5時間以上

※ 原則として、商業・工業・工業専用地域及び容積率400%以上の指定されている地域、市街化調整区域には、日影規制はありません。
※ 第一種低層住宅専用地域においては、軒の高さが7mを超える建築物は、上記の規制を受けず、それ以外の地域においては、高さ10mを超える建築物が、上記の規制を受けず、
※ 足立区の幅員及び幅員一定線300m、奥行き150m